

③ 「宇治茶の文化的景観」構成資産位置図

凡例

- No. 構成資産
- 茶園と集落
- 茶問屋の町並み
- 覆下栽培における茶生産の展開
- 露地栽培における茶生産の展開
- 茶畑
- 主要河川
- 主要道路

0 2 4 6 8km

※ 図中の緑色部分は国土地理院発行の2万5千分の1地形図に示された茶畑を着色したもの



八幡市域

4 上津屋 野尻 岩田

京田辺市域

5 飯岡

木津川市域

18 上粕

和束町域

9 石寺

10 撰原

11 釜塚

12 原山

13 湯船

17 田山

南山城村域

14 童仙房

15 今山

16 高尾

17 田山

宇治田原町域

6 郷之口

7 湯屋谷

8 奥山田

宇治市域

1 中宇治

2 白川

城陽市域

3 上津屋

3

保存管理計画

① 個別構成要素に係る保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

1) 本資産は、宇治茶の生産に係る栽培、製造に関わる土地利用と施設、そして技術革新が重ねられてきた歴史の変遷を示す構成要素が全て含まれているとともに、それらの構成要素が相互に関係を有しながら現在まで続いている文化的景観である。

このことから、保存管理計画については、文化財保護法による重要文化的景観の保存計画策定を基本とし、地域政策を効果的に組み合わせながら、景観と生業の両面から保存管理を図る。

現在、個別構成資産には、国選定重要文化的景観1件が含まれる。重要文化的景観の未選定の構成資産については、図「文化的景観・景観計画区域(案)」をベースとして、条件の整ったものから順次選定に向けた手続きを進めていく方針である。

保存管理計画の策定にあたっては、関係市町村と一体的に取り組むこととし、文化庁および宇治茶の文化的景観アドバイザーボードによる専門的見地からの助言・指導を受けることとする。

●地域の景観保全の取組状況

- ・国選定重要文化的景観の選定
宇治市(中宇治)、(白川：茶園のみ)
- ・京都府選定文化的景観の選定
和束町 「和束町の宇治茶の茶畑景観」(平成20年3月21日選定)
南山城村「南山城村の宇治茶生産景観一山なりの茶畑と山裾の農家」(平成27年3月24日選定)
- ・京都府景観資産登録
和束町 「宇治茶の郷 和束の茶畑」NPO法人わづか有機栽培茶業研究会(平成20年1月24日登録)
南山城村「宇治茶の主産地・南山城村～大空へ向かって駆け上がる茶畑景観～」南山城村茶業振興対策協議会(平成27年1月22日登録)
- 八幡市 「高品質てん茶の産地・八幡市～流れ橋周辺に広がる浜茶の景観～」JA京都やましろ都々城茶生産組合(平成27年1月22日登録)

- 城陽市 「浜茶と竹林の景観・城陽市上津屋～木津川の恵みがもたらす宇治てん茶～」城陽市茶生産組合(平成27年6月12日登録)
- 京田辺市「玉露の郷・京田辺飯岡～丘陵地に広がる覆下茶園と集落の景観～」京田辺市飯岡区(平成27年6月12日登録)
- 宇治田原町「緑茶のふるさと・宇治田原湯屋谷～永谷宗円生家と茶園景観～」宇治田原町湯屋谷区(平成27年6月12日登録)

●日本遺産の認定

「日本茶800年の歴史散歩」(平成27年4月認定)
(宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村)

京都・南山城地域における「抹茶」「煎茶」「玉露」を生み出した技術革新や茶道をはじめとした喫茶文化の展開をリードしてきた歴史ストーリーが、文化庁により認定された。ストーリーを語る上で不可欠な有形・無形の文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することにより、地域の活性化を図ることを目的とする。

●お茶の京都構想の推進(目標年次：平成29年度)

地域資源を生かし交流を促進することで京都全体の活力をつくっていく地域構想の一つ。山城地域を対象として、日本茶文化を創造し、全国に普及させてきた宇治茶やその生産景観の価値を再認識し、さらに磨きをかけ、世界に向けて発信することにより、多くの人々が訪れる大交流圏を創出し、日本の茶文化の一大拠点にすることを目的とする。

- (1) 宇治茶の価値の再発見、景観やお茶文化の維持・継承
- (2) お茶の文化・魅力を発信する交流エリアの創出、ネットワーク化
- (3) お茶産業のイノベーション創出
- (4) お茶の文化・魅力の効果的なプロモーション・観光誘客の推進

2) 宇治茶に関連のある大学研究者や茶業関係者、企業、NPOなど多彩なメンバーが宇治茶世界文化遺産登録推進プラットフォームに結集して、日本茶のふるさと「宇治茶生産の景観」の維持・活用戦略(平成26年作成)に基づく取組を実施する。

- 1 日本茶のふるさと「宇治茶生産の景観」を維持するための戦略
 - 2 世界文化遺産を目指すための「宇治茶のブランド価値発信」戦略
 - 3 宇治茶生産の景観と宇治茶ファンを結ぶ「感動と共感の場づくり」戦略
- 今後、茶農家の営農活動が維持され、結果として、文化的な景観も保全されるよう振興策を多方面から

② 資産全体の包括的な保存管理計画の概要、又は策定に向けての検討状況

本資産は、資産の範囲が広域で複数の自治体に展開していることから、今後、文化庁の指導、助言を得ながら、宇治茶の文化的景観広域調整会議等で関係市町村等が緊密に連携して、以下の点についてまとめた包括的な保存管理計画の策定を行う。

なお、同計画の策定にあたっては、既に設置している宇治茶の文化的景観アドバイザーボードによる専門的見地からの助言・指導を受けることとする。

- 1 文化的景観の位置及び範囲
- 2 文化的景観の保存修景に関する基本方針

実施していく。

- シンポジウムの開催
・平成25年10月19日、平成26年12月7日、平成27年12月5日、平成29年2月19日
- 宇治茶文化講座の開催
・平成26年11月～平成27年1月に4回
・平成27年1月24日に特別講座
・平成27年9月～平成28年1月に6回
・平成28年9月～平成29年2月に14回
- 「宇治茶生産の景観」魅力案内人養成講座の開催
・平成26年10月21日、28日
- 景観を生かした旅を考えるワークショップの開催
・平成27年2月4日、16日、3月3日

- 3 文化的景観の保存修景に配慮した土地利用等に関する事項
- 4 文化的景観を保存修景するために必要な体制に関する事項等

●宇治茶の文化的景観広域調整会議の開催

- ・平成25年11月19日
- ・平成26年5月29日、11月27日
- ・平成27年2月27日、11月9日
- ・平成28年2月3日、6月27日、12月21日

③ 資産と一体をなす周辺環境の範囲、それに係る保全措置の概要、又は措置に関する検討状況

本資産における資産と一体をなす周辺環境の範囲及び保全措置については、個別構成要素ごとにそれぞれの特徴、整備状況及び周辺環境等に応じて適切に対応することが必要である。そこで、景観法に基づく景観計画の策定や景観条例等の制定において、資産と一体をなす周辺環境について積極的な保全措置を図るものとする。

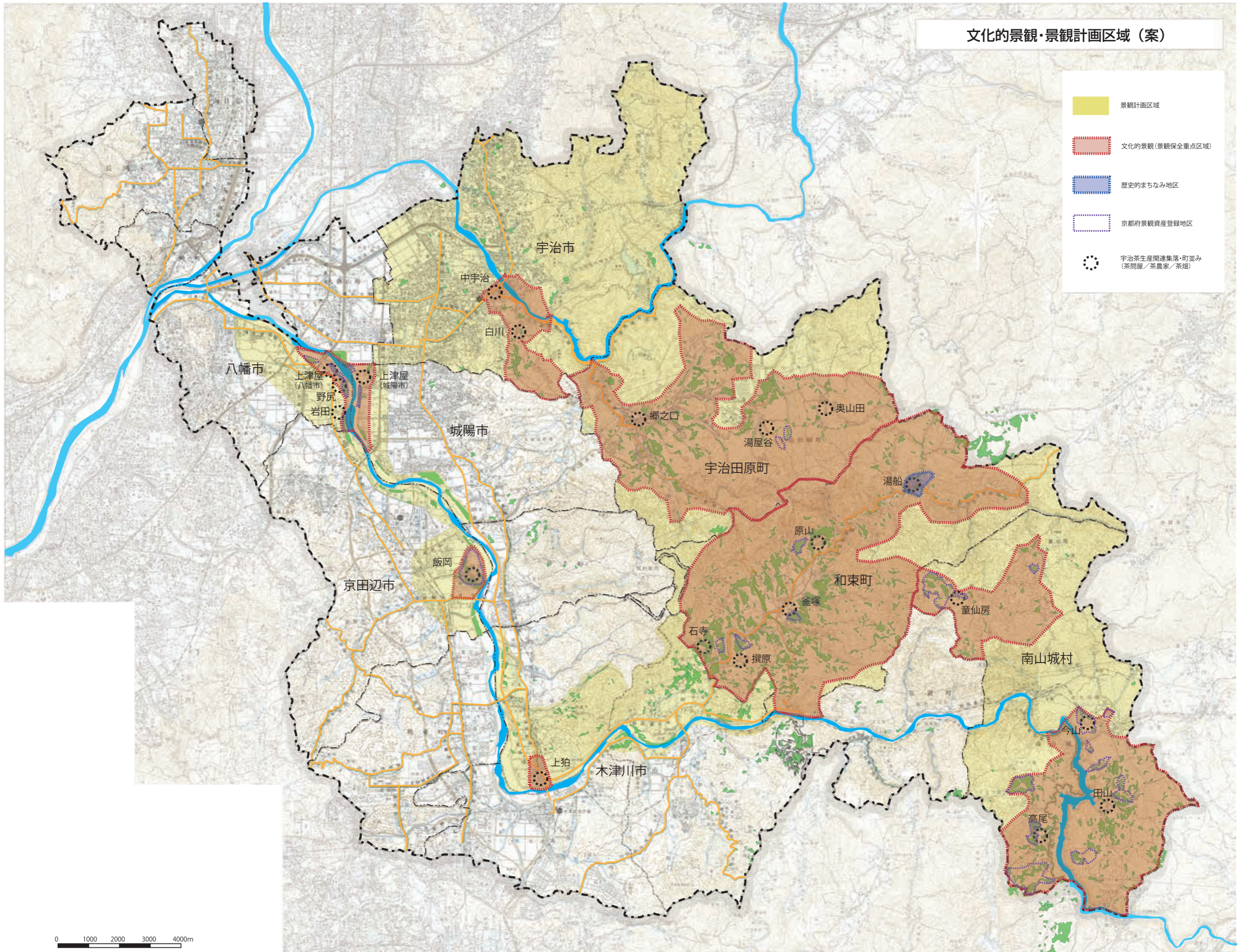
具体的には、重要文化的景観の未選定の関係市町村については、条件の整ったものから景観法に基づく景観計画等の手続きについて順次進めていく方針である。

また、構成資産の保護に係る周辺環境保全の重要性について、住民の認識を得ることを目的に、「宇治茶の文化的景観」の顕著な普遍的価値を理解するためのワークショップ等の啓発活動を積極的に実施する。

- 景観行政団体
宇治市、和束町、南山城村
- 景観計画策定
宇治市
- 景観をテーマとしたワークショップの開催
・平成26年7月～平成27年11月まで5回
・平成28年1月23日
・平成28年11月～平成29年3月まで3回

文化的景観・景観計画区域（案）

- 景観計画区域
- 文化的景観(景観保全重点区域)
- 歴史のまちなみ地区
- 京都府景観資産登録地区
- 宇治茶生産関連集落・町並み
(茶問屋／茶農家／茶畑)



0 1000 2000 3000 4000m

4

世界遺産の登録基準への該当性

① 資産の適用種別及び世界文化遺産の登録基準の番号

適用種別 遺跡(文化的景観)

該当する登録基準 (iii)、(v)、(vi)

評価基準(iii) 文化的伝統や文明の存在を伝承する証拠で希有な存在

「抹茶」「煎茶」「玉露」に代表される日本の緑茶は、中国では途絶したとみられる「蒸し製法」と粉末茶に湯を注いで飲む喫茶法及び茶を湯に浸してエキスを飲む喫茶法が、京都府南部の山城地域で生まれた「覆下栽培」と「宇治製法」という生産技術によって日本独自の緑茶へと進化したものである。宇治の文化的景観は、日本の緑茶という固有の文化的伝統の起源であり、その伝統的な生産のあり方が現在に継承されている。

「日本の緑茶という固有の文化的伝統の起源と伝統的生産技術を伝承する証拠」

評価基準(v) ある文化を特徴づける土地利用形態の見本

宇治茶の生産は、山城地域の自然環境条件を活かしつつ、日本独自の生産技術及び流通・消費条件によって、茶園、茶工場、茶問屋等からなる独特の土地利用と景観を形成している。その土地利用と景観は、生産に関わる技術革新と合理化により有機的に進化を遂げつつ現在に継承されており、日本の緑茶生産に関わる土地利用と景観を代表する例である。

「日本の緑茶生産を特徴付ける土地利用と景観」

評価基準(vi) 人類の歴史上の顕著な普遍的意義を有する出来事や伝統、思想、信仰、芸術との関連

日本固有の喫茶文化の形成にも、宇治茶は寄与してきた。「抹茶」の存在は日本の精神文化を代表する「茶の湯」の大成を促し、「煎茶」や「玉露」は「煎茶道」の隆盛をもたらすなど、社会的、文化的、思想的に強い影響力を持つ固有の喫茶文化の形成を支え続けた。また「煎茶」は18世紀以降全国に普及し、急須で茶を淹れるという「日常生活に根付いた喫茶文化を一般化させることとなった。

「国民諸階層を対象とした喫茶文化の形成への寄与」

② 真実性/完全性の証明

真実性(オーセンティシティ)

本資産の真実性(オーセンティシティ)は以下の諸点により担保されている。

① 伝統的生産技術の継承

日本の緑茶生産の本質的価値の根幹をなす伝統的生産技術、とりわけ本簀による覆下栽培、茶葉の手摘み、蒸し製法、煎じ茶における手揉みの焙炉乾燥、防霜ファンのない古くから栽培されている茶園が、当該地域内で現在も継承されている。これらの生産技術は、最高級の抹茶、玉露生産や固有のブランド煎茶として製品化され、宇治茶のブランド力の保持に大きく貢献している。

② 景観の歴史を物語る有形の構成要素の保存・継承

宇治茶の文化的景観の構成要素中には、その歴史を物語る歴史的な構成要素が数多く含まれる。覆下茶園では宇治市内に中世末から宇治七茗園と呼ばれた茶園の一つ「奥の山」茶園が今も継承され、露地茶園では宇治田原における茶の発祥の地とされる宇治田原町大福谷茶園が残る。茶業関連建築物としては、宇治市内に17世紀末頃の茶師屋敷の一部、18世紀中期の茶工場、19世紀の茶農家、茶工場、茶問屋が残る。また、宇治製法の誕生に深く関わった永谷宗円の生家が原位置に一部を残して継承されている。伝統的な集落については、湯船、湯屋谷などに茶農家集落が、中宇治、上粕に茶問屋集落が生業を行いながら持続している。

③ 生産地の立地と土地利用の本質の継承

茶園及び茶農家の立地は、茶生産に適した気候、地形、地質、水系によく対応しており、自然環境条件を活かして続けられてきた宇治茶生産の特質をよく示している。また、茶園及びそれに関連する山林や水田の土地利用は、こうした自然条件への適応を具体的に示すものであり、宇治茶生産における土地利用の本質を保ち続けている。

④ 喫茶文化への貢献

山城地域で生産される最高級の抹茶、煎茶、玉露は、日本の伝統文化を代表する「茶の湯」や「煎茶道」という喫茶文化を現在に至っても支え続けている。

⑤ 歴史資料による茶生産の歴史的変遷の解明と価値の証明

宇治茶の生産技術、土地利用、景観、消費についての歴史資料は、14世紀以降各時代に渡る生産に関わる文書や諸記録、16世紀以降の外国人による記録、18世紀作成の土地利用と景観を記す絵図、19世紀以降の古写真など、各種が現存し、目録化と内容の解読も進められている。これらの歴史資料に基づき、宇治茶生産の歴史的変遷が明らかにされ、その価値が証明されている。

完全性(インテグリティ)

本資産は、以下のような範囲、構成要素とそれらの関係性を有し、完全性(インテグリティ)を保持している。

①資産を構成する範囲

宇治茶を代表する「抹茶」「煎茶」「玉露」は、栽培と製造の方法を異にするため、生産地はそれぞれの生産方法の特性に合った地域に展開している。一方で、基本的な生産技術に共通点を持っているため、生産地及び生産者が茶種を越えて重なる場合も多い。本資産は、「抹茶」「煎茶」「玉露」の生産の起源とその歴史的展開、そして各茶種の生産技術、土地利用、景観において欠くことのできない構成要素を全て含み、かつそれらの構成要素が自然環境や河川や道路の交通網等によって相互に関係を有している範囲として、山城地域に広域に範囲設定がなされている。

②覆下茶園とその周辺の構成要素と相互の関係性

抹茶(碾茶)及び玉露の生産は、茶葉を栽培するための覆下茶園に加え、被覆に用いられる稲藁を供給する水田、葦簀のための葦を供給する水辺(現在は琵琶湖岸より供給)、荒茶製造を行う茶工場を有する茶農家といった諸要素から成り立っている。また、碾茶栽培は江戸時代までは宇治郷の茶師によって独占されていたため、茶師及び茶問屋の町並みが宇治市の中心部に形成されている。これらの諸要素が相互に関係を有しながら近隣に所在して資産の全体性を形成しており、現在に至ってもこの全体性が保持されている。

③露地茶園とその周辺の構成要素と相互の関係性

煎茶の生産を行う露地茶園は、自然環境条件を活かした生産を行うため、山間部にも広がっている。伝統的な露地茶園は寒暖の差、通風、日照条件から谷筋や山裾に設けられることが多く、茶園とともに山林や水田が本質的な構成要素の一部をなしている。また、近隣に茶農家集落が形成され、生産地で製造された荒茶は河川等を利用して茶問屋集落へと運ばれており、これら集落とそれらをつなぐ河川、道路も宇治茶生産の本質的な構成要素をなす。

④生産技術の本質を守りながらの有機的な進化

宇治茶生産の技術や方法は、技術革新や合理化を進めながら変化を遂げてきた。日本固有の「抹茶」「煎茶」「玉露」の誕生に際して、「覆下栽培」と「宇治製法(青製煎茶製法)」が発明されたことに始まり、近代以降では覆下茶園の被覆方法の変化、露地茶園における機械刈り、防霜ファンの設置、製茶の機械化(碾茶炉の自動化、宇治製法による揉み工程の機械化)、機械化に伴う茶工場形態の変化などが進められてきた。これらの変化は、伝統的な生産技術の本質を守りながらそれを合理化したものであり、全体性を保ちながら有機的な進化を遂げたものと評価できる。

⑤資産への脅威と保護措置

本資産は、生産面では茶の価格の低迷、後継者の不足、生産の合理化にともなう景観の抜本的変化等の課題、景観面では都市化や交通計画にともなう変化、といった脅威にさらされている。これらの脅威については、京都府による茶業振興計画や景観保全及び文化財保護施策により、総合的な保護及び茶業振興の計画と施策がとられている。景観及び土地利用の保全については、宇治市の中心市街地である中宇治と覆下茶園を中心とする茶園は、国選定重要文化的景観「宇治の文化的景観」として選定され、保存活用計画に基づいて保護されている。他の資産は、国選定文化財である重要文化的景観ないし重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けた準備が進められている。また、和束町と南山城村の主要な茶産地が京都府選定文化的景観に選定され、両町村及び八幡市、城陽市、京田辺市、宇治田原町では、京都府景観資産登録がなされている。

③ 類似遺産との比較

1. 茶畑等が存在する世界遺産や暫定一覧表登録資産との比較

中国の世界遺産のなかには茶園が世界遺産範囲内に存在するものが数件あるが、世界遺産の価値を構成するものではなく、茶園をテーマとしているものは暫定一覧表に登録されているプーアル茶の茶園のみである。これらはもともと古い歴史をもっている蒸製の緑茶に焦点を当てたものではない。また、中国においても喫茶や茶芸といった茶文化が発展したが、日本で発展し、今日世界的に広く知られている「茶の湯」文化との関連を強く示すものはない。

名称	茶畑の概要
黄山 中国：1990年登録、複合遺産	安徽省と浙江省の境に位置する山系である黄山(1,864m)では、宋代から緑茶の毛峰茶が生産され、清代に皇帝への貢茶となった。世界遺産の価値を構成するものではないが、当時の茶畑が松谷庵(標高1,200m)などにわずかに残っている。現在の主生産地は山麓部の丘陵地(標高300m)で約1,200平方キロの茶園が広がる。黄山市から30キロほど離れた雄村に茶農家が集中する。
廬山国立公園 中国：1996年登録、文化的景観	江西省北部の山岳地で生産される緑茶の茶園。世界遺産の価値を構成するものではない。
武夷山 中国：1999年登録、複合遺産	福建省。世界遺産の価値を構成するものではない。唐代から皇帝に献上する固形緑茶が作られ、1301年には皇帝直轄の御茶園が造られた。16世紀まで皇帝に供する茶の生産が行われた。明代末に「烏龍茶」の製法が考案され、一部ヨーロッパに輸出されたものが輸送途中に発酵して紅茶となった。岩肌に見える明代の茶樹が残っており、管理人を常駐し保護している。現在残る施設の大部分が17世紀以降に再建されたもので、当時を伝える要素は断片的に残っているのみ。品質を保つため、茶摘みが年1回に制限されている。
西湖と杭州の文化的景観 中国：2011年登録、文化的景観	浙江省の大都市杭州市(榮西が留学していた南宋の都臨安)にある西湖湖岸の山麓(標高400m程度)に広がる茶園と茶農家集落。中国緑茶の最高峰といわれる龍井茶の産地(約240ha)である。杭州は、中国でも茶館の数が多くことで知られ、西湖を眺めながら中国茶をたのしむ文化が残っており、中国唯一の茶に関する総合博物館である中国茶葉博物館がある。世界遺産の構成要素として推薦されたが、イコモスが西湖の世界文化遺産推薦のストーリーとの関連が薄いと判断したため、世界遺産の構成要素とはならなかった。
普洱の古茶園 中国：2013年暫定一覧表登録	雲南省の森林地帯(標高1,250m～1,550m)に分布する1800年間の歴史を有する古茶園。樹齢1400年のものを含む、平均樹齢200年のチャノキが113万本残っている。森林の中の茶園と集落が独特の景観を形成している。また、「茶祖」や「茶精の木」に対する信仰、儀礼が残っている。

2. 国内の類似資産との比較

日本茶の発展は、宇治茶を源流とするものであり、覆下栽培や宇治製法(青製煎茶製法)といった現在の日本茶に不可欠な技術は宇治から全国へと広がり現在に至っている。京都府南部の山城地域は、「抹茶」、「煎茶」、「玉露」の栽培に対応した異なる茶園景観の集合している点において、茶生産の景観を最も良く表している。

荒茶生産量

単位：t

		京都	静岡	愛知	三重	福岡	鹿児島
明治16年	玉露	82.2	1.5	3.2	2.3	9.4	—
	てん茶(抹茶)	12.9	0.2	0.1	—	—	—
	普通煎茶	1,143.3	2,302.1	128.0	1,536.3	16.1	435.5

出典：茶業年統計表(農林水産省)を元に作成

単位：t

		京都	静岡	愛知	三重	福岡	鹿児島
平成24年	玉露	143	10	0	5	87	—
	かぶせ茶	191	180	10	1,585	344	206
	てん茶(抹茶)	813	—	478	10	33	—
	煎茶	919	24,000	143	3,500	1,833	17,500

出典：茶関係資料(公益社団法人日本茶業中央会)を元に作成

主要覆下茶園地の比較

	京都府南部 (碾茶・玉露)	西尾 (碾茶)	岡部 (玉露)	八女(旧星野村) (玉露)
茶についての導入伝承	13C・明恵上人	13C・聖一国師	13C・聖一国師(静岡茶)	15C・周瑞禅師
覆下栽培の開始	16C	19-20C※1	19C※2	20C※3
伝統的な被覆形態	よしず・菰	よしず・菰	菰	よしず・菰
現在の園地の立地	氾濫原・谷治い	氾濫原	谷治い	谷治い
集落と園地の関係	隣接	隣接	隣接	隣接
茶工場(荒茶)の伝統的単位	各戸	集落	各戸	集落
仕上げ茶の主要場所	宇治	宇治→西尾	宇治・藤枝	八女(福島)

- ※1 紅樹院の住職、足立順道(明治5～20頃に在職)が宇治から茶の種を運んだことが西尾での茶生産の直接的契機とされる。順道の茶の導入を顕彰した「頌徳碑」(大正2年)がある。抹茶を本格的に導入したのは頌徳碑建立メンバーでもある杉田鶴吉ら。
- ※2 明治20年農商務大臣黒田清隆名で故阪本藤吉が追賞を受ける。その内容は「夙ニ製茶ノ改良ニ意ヲ用ヒ天保年間私費ヲ擲チ山城国宇治郷ヨリ教師ヲ傭聘シ同業者ヲ誘導シテ裁製ノ法ヲ傳フ駿遠二州ニ今日製茶法アルハ藤吉ノ力多シトナス」というもの。近代に入り、輸出茶のなかに「バスケットファイヤー」と呼ばれる高級茶があり、これが玉露と目されている。
- ※3 明治37年に本星野の末崎喜市が玉露の試製をしたのがこの地方の玉露の嚆矢(『星野村史 産業編』)。大正6年に本星野の末崎喜市・高木賢之、田の原の田中忠太などが宇治の茶産地を視察しており、このころから星野村での玉露生産が盛んになる。機械生茶工場は大正11年に静岡県人(河村某)によって設置。



西尾



藤枝



八女

3. 嗜好飲料類生産に関わる資産との比較(平成28年1月時点)

世界遺産一覧表に記載されている物件のうち、嗜好飲料類生産に関わるものは12件あり、すべてが文化遺産の文化的景観として登録されている。ただし、それらはブドウ/ワイン、コーヒー、リュウゼツラン/テキーラに関するものであり、茶に焦点を当てたものはない。

No.	国名	登録名称	登録年	生産物	登録基準	面積		備考
						資産	緩衝地帯	
1	イタリア共和国	ピエモンテの葡萄畑景観：ランゲ・ロエロ・モンフェッラート	2014	ブドウ/ワイン	(iii)(v)	10,789	76,249	コアゾーンは6地区。
2	キューバ共和国	キューバ南東部のコーヒー農園発祥地の景観	2000	コーヒー	(iii)(iv)	81,475		コアゾーンは7地区。
3	コロンビア共和国	コロンビアコーヒー産地の文化的景観	2011	コーヒー	(v)(vi)	141,120	207,000	
4	スイス連邦	ラヴォー地区の葡萄畑	2007	ブドウ/ワイン	(iii)(iv)(v)	898	1,408	
5	パレスチナ自治政府	パレスチナ：オリーブとワインの地—エルサレム南部のパティールの文化的景観	2014	ブドウ/ワイン	(iv)(v)	349	624	コアゾーンは2地区。
6	ハンガリー	トカイワイン産地の歴史的文化的景観	2002	ブドウ/ワイン	(iii)(v)	13,255	74,879	
7		サン・テミリオン地域	1999	ブドウ/ワイン	(iii)(iv)	7,847	5,101	
8	フランス共和国	ブルゴーニュのブドウ畑のクリマ	2015	ブドウ/ワイン	(iii)(v)	13,219	50,011	コアゾーンは2地区。
9		シャンパーニュの丘陵、メゾンとカーヴ	2015	ブドウ/ワイン	(iii)(iv)(vi)	1,102	4,230	コアゾーンは5地区。
10	ポルトガル共和国	アルト・ドウロ・ワイン生産地域	2001	ブドウ/ワイン	(iii)(iv)(v)	24,600	225,400	
11		ピーコ島のブドウ園文化の景観	2004	ブドウ/ワイン	(iii)(v)	987	1,924	コアゾーンは2地区。
12	メキシコ合衆国	リュウゼツラン景観と古代テキーラ産業施設群	2006	リュウゼツラン/テキーラ	(ii)(iv)(v)(vi)	35,019	51,261	



サン・テミリオン地域 © UNESCO / Editions Gelbart



アルト・ドウロ・ワイン生産地域 © UNESCO / M & G Therin-Weise



トカイワイン産地の歴史的文化的景観 © OUR PLACE The World Heritage Collection



ピーコ島のブドウ園文化の景観 © UNESCO / © Fotopic



リュウゼツラン景観と古代テキーラ産業施設群 © UNESCO / Carlo Tomas



キューバ南東部のコーヒー農園発祥地の景観 © UNESCO / Ko Han Chiu Vincent

4. ワイン生産関連の文化的景観(フランス三地域)の特徴と保全の仕組み

ワイン生産に関わる三地域の文化的景観は、ワイン生産の歴史性に加えて、生産・醸造・流通のシステムとそれが作りだした独特の土地利用や景観の価値が高く評価されている。「宇治茶の生産景観」においても、茶生産の歴史性や土地利用・景観の固有性に対する高い評価が期待できる。三地域では、文化財保護制度のほか原産地呼称制度(AOC)による景観の保護や、市民憲章による自主的なルールづくりなど、資産である景観の保全・管理体制の充実が図られてきた(一部はその構築途上)。宇治茶の生産景観についても今後、適切な措置を講じる必要がある。

登録名称	サン・テミリオン地域	シャンパーニュの丘陵、メゾンとカーヴ	ブルゴーニュのブドウ畑のクリマ
資産の特徴	登録名称のJurisdictionは12世紀に遡る管轄権をもつ地域区分である。中世以来のワイン用葡萄栽培及び景観の持続が評価された。	シャンパンの製造に関わる丘陵群、メゾン ¹⁾ 、地下貯蔵庫群による農工業システムが生んだ独特の景観が評価された。この景観は葡萄栽培・醸造・販売にかかわる技術的・社会的革新の発展過程を示す。	クリマ ²⁾ とは歴史的につくられた葡萄畑の土地の区画を指し、1247のクリマとそれを作ったシステムが評価された。ワインの生産・流通を支えた村々とクリマのシステムを政治的に支えたディジョンの街からなる。
原産地呼称制度(AOC ³⁾ 及び格付け	サンテミリオンとサンテミリオン・グランクリュの2つのAOCがある。後者はシャトー単位の格付け(特級18, 一級64)	3つのAOC(主にシャンパーニュAOCであり、村名や畑名は存在せず)がある。村単位の格付け(特級17村, 1級44村)	100のAOC(特級畑名33, 村名44, 地域名23)がある。畑名・村名のうち1級畑を格付け(640のクリマ)
景観保全制度 ⁴⁾ と市民憲章	マルロー法SS地区(中心市街地), コアゾーン全域のZPPAUP(8のコミュニティ) +文化財憲章(2001年)	歴史的建造物500m景観制御, ZPPAUP(エベルネー), 景勝地(ルイナール), 自然公園 +景観憲章(2011年)	マルロー法SS地区(ディジョン), 歴史的建造物500m景観制御, ZPPAUP(サンロマン), 景勝地(ポーヌ南部) +領域憲章(2011年)

【詳説】

1) メゾン

葡萄栽培農家から葡萄を買い自社で醸造、もしくは他の造り手が造ったワインを買い自社で調合してワインやシャンパンを販売する業者をいう。多様な立地や変化のある気候のなかで、実り方に差の大きい葡萄畑から、適切に葡萄を選別し組み合わせることは重要な作業であった。このシャンパンの生産におけるメゾンの役割は、宇治茶の生産における茶商のそれと類似する点が認められる。

2) クリマ

ブルゴーニュにおいては、貴族や教会によってワインの品質管理のための葡萄畑の区画割りが行われてきた。葡萄畑の土地の区画を指すクリマという言葉は16世紀には使用されていた。これは葡萄畑の立地の違いが味の違いをもたらすと考えられたためである。その違いをもたらすのは、土壌のほか、降雨量、風通し、水はけ、海拔標高、日照、気温などの「微気象」であるされる。この点で、土壌や微気象の違いを利用して多様な土地利用形態を生み出している宇治茶の生産景観と類似する点が認められる。

3) 原産地呼称制度(AOC)

生産者の合意を基礎とし、生産者、地域の専門家及び行政が一体となってワインの品質と特質に係る生産条件を定め、統制・管理する制度である。AOC呼称ごとに産地区画、ブドウの品種、上限単収、最低アルコール度、ブドウの栽培方法などの生産の条件を定め、これに従ったワインのみがAOC呼称を名乗ることができる。AOC法(1935年制定)により運用され、フランスの原産地呼称委員会(INAO)が管理する。

4) 景観保全制度

- ・歴史的建造物 500m景観制御
歴史的建造物の半径500m内において、その建造物とともに見えるあらゆる建物と土地利用(駐車場や樹木の伐採なども含む)を景観規制の対象とする制度であり、開発審査はフランス建造物監視官(ABF)によって行われる。
- ・ZPPAUP(建築的・都市的・景観的文化遺産保存区域)
歴史的建造物500m景観制御におきかわるものである。規制対象は外観のみ、税制優遇や修復の補助金がある、市町村が主導して作成する、範囲を柔軟に設定できる、などの特徴がある。AVAP(建築・景観活用区域)は近年これをさらに展開した制度である。
- ・マルロー法の保全地区(SS地区)
建物内部の保存・修復も含め、現状の空間を変えるあらゆる行為が対象となる。
- ・景勝地
1930年法によるもので、開発審査はABFが行い、基本的に建設・改変・取り壊しは許可されない。
- ・屋外広告物規制(1979年法)
全ての自治体に自動的に適用される。農村部の広告物は禁止されており、その規制の運用も遡及的に行われる。

現地での関係者ヒアリング調査(2015年9月)の様子

(サン・テミリオン)



(シャンパーニュ)



現地の風景(2015年9月)

(サン・テミリオン)



(シャンパーニュ)

